（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

［2　略］

（他人資本費用）

第八条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　略］

2　第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

［式　略］

［3・4　略］

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \text{営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}}$$

［6～9　略］

（自己資本費用）

第九条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　略］

［2～4　略］

（利益対応税）

第十条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　略］

［2～4　略］

（接続料設定の原則）

第十一条　接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

［2～4　略］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一　第四条第二項第一号　回線容量

二　第四条第二項第二号　回線数

三　第四条第二項第三号　ＳＩＭカードの枚数

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

［2　同上］

（他人資本費用）

第八条　第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　同上］

2　第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

［式　同上］

［3・4　同上］

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \text{営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}}$$

［6～9　同上］

（自己資本費用）

第九条　第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　同上］

［2～4　同上］

（利益対応税）

第十条　第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

［式　同上］

［2～4　同上］

（接続料設定の原則）

第十一条　接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

［2～4　同上］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

［新設］